

主要行等向けの総合的な監督指針

現 行	改 正 案
<p>V-3-3-1 子会社等の業務の範囲</p> <p>(2) 銀行の子会社が営む金融関連業務(法第16条の2第2項第2号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。)については、以下の範囲となっているか。</p> <p>① 信用保証業務 <u>原則として住宅ローン等消費者ローンに係るものを取り扱っているか。また、以下の点に留意した取扱いとなっているか。</u></p> <p>イ. 保証会社の業務運営に当たっては、保証債務の円滑な履行に疎通を欠くことのないよう、保証業務の専業体制の確立、内部留保の充実その他適正な支払い準備の確保等に十分配慮しているか。</p> <p>ロ. 保証会社が信用保証を行うに当たって、物的担保以外に不必要な人的担保も徴求していないか。</p> <p>ハ. 銀行が、信用保証を必要とする債務者に対し、自行が子会社として設立した保証会社の保証を強制すること等の行為を行っていないか。</p> <p>ニ. 銀行が、保証会社の保証付住宅ローンの金利について、通常の場合の金利に比較して次のものに相当する部分を低減しているか。</p> <p>a. 常見込まれる貸倒れに伴う損失</p> <p>b. 担保等の設定、管理、処分等のために要するコスト</p> <p>c. 信用調査、貸出審査等が簡略化されることにより軽減が見込まれるコスト</p>	<p>(同左)</p> <p>① 信用保証業務 <u>当該銀行並びにその子会社、子法人等及び関連法人等による事業性ローンに係るものを取り扱っていないか、また、以下の点に留意した取扱いとなっているか。</u></p> <p>イ. 保証会社の業務運営に当たっては、保証債務の円滑な履行に疎通を欠くことのないよう、<u>保証の特性を踏まえた、適正な保証料率の設定、適切な引当処理の実行などによる、保証業務の専業体制の確立や内部留保の充実その他適正な支払い準備の確保等に十分配慮しているか。</u></p> <p><u>特に、グループ内の保証については、保証にかかるリスクが外部に移転していないことにかんがみ、当該保証会社の業況が当該銀行等の健全性の確保に影響を与えないよう十分配慮しているか。</u></p> <p>ロ. 保証会社が信用保証を行うに当たって、物的担保以外に不必要な人的担保も徴求していないか。</p> <p>ハ. 銀行が、信用保証を必要とする債務者に対し、自行が子会社として設立した保証会社の保証を強制すること等の行為を行っていないか。</p> <p>ニ. 銀行が、保証会社の保証付ローンの金利について、通常の場合の金利に比較して次のものに相当する部分を低減しているか。</p> <p>a. 常見込まれる貸倒れに伴う損失</p> <p>b. 担保等の設定、管理、処分等のために要するコスト</p> <p>c. 信用調査、貸出審査等が簡略化されることにより軽減が見込まれるコスト</p>